

宗教的輸血拒否に関する基本方針

大阪労災病院では「相対的無輸血※1」を基本方針としております。

1. 輸血療法を行わないように努力をいたしますが、輸血療法を行う事によって死亡等の重大な結果が回避できる可能性があるとは判断した場合は輸血療法を行います。その際、輸血同意書が得られていない場合でも輸血を実施いたします。「相対的無輸血※1」
2. 輸血を拒否される患者さんが提示される「免責証書」は「絶対的無輸血※2」に同意するものであるため、これに同意及び署名はいたしません。
3. 緊急時に手術を含む医学的な処置の同意が得られない場合であっても、救命の為に必要であると判断した場合には輸血療法を行います。
4. 自己決定が可能な患者さん、保護者の方、代理人の方に対しては、当院の方針を十分に説明し、ご理解を得る様に努力いたしますが、同意が得られず時間的余裕がある場合は転院をお勧めいたします。
5. 以上の方針は、患者さん本人の意識の有無、成年・未成年に関わらず適用いたします。

※1 相対的無輸血

患者さんの意思を尊重して可能な限り輸血療法を行わないように努力するが、「輸血療法以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方です。

※2 絶対的無輸血

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方です。

以上

病院長 田内 潤